

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	市営住宅等管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

関市は、市営住宅等管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

関市長

公表日

平成29年3月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市営住宅等の管理に関する事務
②事務の概要	公営住宅法に基づき、公営住宅を建設し、住宅に困窮する方に対し、低廉な家賃で賃貸等を行っている。 中堅所得者等の居住の用に供するため、特定公共賃貸住宅を設置し、住宅の賃貸等を行っている。 特定個人情報ファイルは、①入居資格確認、②家賃決定・敷金決定、③収入所得情報照会、④世帯情報の照会⑤入居の継承等の事務に使用している。
③システムの名称	公営住宅システム
2. 特定個人情報ファイル名	
公営住宅システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第9条第1項 別表第一 19、61の2の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 18、46条3
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	○情報照会の根拠 ・番号法 第19条第7号 別表第二 31、85の2項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第22条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(番号条例) 第4条 別表第二 4、17の項 ○情報提供の根拠 ・番号条例 第4条 4の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	建設部都市計画課
②所属長	課長 市原克美
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	関市建設部都市計画課 〒501-3894 岐阜県関市若草通3丁目1番地 0575-22-3131
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	関市建設部都市計画課 〒501-3894 岐阜県関市若草通3丁目1番地 0575-22-3131

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

